

特集

友好自治体宿泊施設利用助成制度のご案内

本村と友好自治体提携を結ぶ愛知県豊根村・鹿児島県南種子町の対象宿泊施設を利用する場合、宿泊の割引を受けることができます。ぜひご利用ください。

●対象者

- ・在住の方
- ・在勤の方とその同居のご家族

※在住の方は在住が証明できる書類、在勤の方は在勤が証明できる書類をお持ちください。

●対象施設

友好自治体の観光協会等が指定する宿泊施設

※対象施設については、お問合せください。

※村公式ホームページでも対象施設がご確認いただけます。

●助成区分・金額

- ・キャンプ場の宿泊施設

棟単位で設定されるもの 1棟1泊3,000円

室単位で設定されるもの 1室1泊3,000円

区画単位で設定されるもの 1区画1泊1,000円

- ・キャンプ場以外の宿泊施設(ホテル・旅館等)

大人(中学生以上) 1人1泊3,000円

小人(小学生) 1人1泊1,500円



●利用の流れ

1. 対象施設を予約する。(助成券を利用する予定であることを伝える。)
2. 宿泊施設を利用する1週間前(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く。)までに、総務部企画課で助成申請書を記入し、助成券を受け取る。
3. 宿泊施設に助成券を持参し、精算時に提出する。
※宿泊費から助成金額を引いた残額を宿泊施設に支払う。
4. 利用後2週間以内に、利用者アンケートを記入し郵便ポストに入れる。

●注意事項

- ・申請がない場合や宿泊先に助成券を提出し忘れた場合は、助成を受けられません。
- ・この制度は、宿泊施設で現地支払(精算)する場合のみ適用されますので、料金等を事前に支払う宿泊プラン等では助成を受けられません。
- ・対象となる宿泊施設は、随時変更の可能性があります。
- ・宿泊施設を観光で利用される場合に限ります。

●問合せ先 総務部企画課